

相手国政府・ 相手国関係機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与額 (注2)	署名日 署名地 (効力日) (注3)	署 名 者	告示 番号 (注4)
ドミニカ	水産関連機材整備計画のための 贈与に関する日本政府とドミニ カ国政府との間の交換公文	水産関連機材整備計画を実施するために必要な生産物 及び役務の購入	166,000千円 H30.10.31まで	H27.6.12 ボラソズ (アテ・バ グア・バ ーグア・ダ で (同日)	日本側 手塚義雅在ドミニ カ国大使(トリニダー ・トバゴにて兼轄) ドミニカ側 ションソン・ ドリゴ農業・漁業大臣	H27.6.25 209号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇△□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。